お　知　ら　せ

令和七年四月八日付け鹿児島県告示第三百二十五号で、次の事業について、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業認定の告示がありました。

起業者の名称　　鹿児島市

事業の種類　　鹿児島市学校給食センター整備事業

事業認定の告示があった土地　　鹿児島市石谷町地内

ついては、同法第二十六条第四項の規定により、令和七年四月八日から次のような効果が発生していますのでお知らせします。

１　土地に対する補償金の額が固定されること。

２　土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること。

３　同法第三十九条第二項の規定による裁決申請が行えること。

４　同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払い請求が行えること。

５　明渡裁決の申立てが行えること。

なお、詳細につきましては、左記のところに関係書類を用意しておりますのでご参照ください。

鹿児島市役所教育委員会教育部保健体育課
〒８９２－８６７７　鹿児島市山下町６番１号
鹿児島市教育総合センター１階
℡　０９９－２２７－１９８９